

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所特別研究学生等受入規則

〔平成 13 年 4 月 2 日〕
制 定

平成 16 年 3 月 31 日改正

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 21 年 12 月 15 日改正

平成 23 年 12 月 13 日改正

平成 25 年 3 月 29 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

（総則）

第 1 条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）において、特別支援教育に関し研究を希望する者があるときは、以下により受入れることがある。

- 一 特別研究学生
- 二 特別研究員
- 三 日本学術振興会特別研究員（PD）（以下「学振研究員」という。）

（定義）

第 2 条 特別研究学生は、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 13 条第 2 項に規定する「研究所等において必要な研究指導を受けることを認め」られた学生であって、理事長が受入れを承認した者をいう。

2 特別研究員は、大学の学部を卒業した者又は理事長がこれと同等以上の学力があると認め、受入れを承認した者をいう。

3 学振研究員は、日本学術振興会の特別研究員（PD）に採用されている研究者又は研究所を研究に従事する予定の機関として日本学術振興会の特別研究員（PD）へ申請を行おうとする研究者であって、理事長が受入を承認した者をいう。

（研究の申請等）

第 3 条 特別研究学生の受入れを希望する大学の長は、特別研究学生受入依頼書（別紙様式 1）に本人の特別研究学生受入申請書（別紙様式 2）を添えて理事長に申請するものとする。

2 特別研究員として受入れを希望する者は、特別研究員受入願書（別紙様式 3）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 大学院に在学中の者については、大学院の研究科の長の推薦状
- 三 官庁、公私立団体に就職している者については、所属長の推薦状

3 学振研究員の受入れを希望する研究所職員（以下「受入職員」という。）は、日本学術振興会特別研究員受入願書（別紙様式 4）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に申請しなけ

ればならない。ただし、研究所を研究に従事する予定の機関として日本学術振興会の特別研究員（PD）へ申請を行おうとする者は、理事長が別に定めた手続きを行うこと。

一 履歴書

二 日本学術振興会特別研究員として採用されていることを証する書類

（許可）

第4条 前条各項の申請があったときは、理事長は、申請の内容が適当であり、かつ、研究所の運営に支障がないと認める場合に承認するものとする。

（研究指導の方法）

第5条 理事長は、第3条第1項の申請を承認した場合は、特別研究学生毎に、当該研究課題及び研究計画等を考慮して研究指導を担当する職員（以下「研究指導者」という。）を選任し、当該学生の研究指導に当たらせるものとする。

2 理事長は、第3条第2項の申請を承認した場合は、特別研究員毎に、その研究事項を考慮して研究指導者を選任し、当該特別研究員の研究指導に当たらせるものとする。

（受入期間）

第6条 特別研究学生の受入期間は、通算して1年以内とし、特別研究員の研究期間は、1カ月以上1年以内とする。

（指導状況記録の作成等）

第7条 研究指導者は、特別研究学生の受入期間が終了したときは、特別研究学生指導状況記録（別紙様式5）を作成し、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、特別研究学生の求めに応じ、前項の指導状況記録又はこれに基づいて作成された指導状況等の報告書を交付するものとする。

（所内規則等の遵守）

第8条 特別研究学生、特別研究員及び学振研究員は、研究所の所内規則等を遵守しなければならない。

（施設等の利用）

第9条 特別研究学生、特別研究員及び学振研究員は、研究所の業務に支障がない範囲において、研究所の了解の下に施設及び設備を利用することができる。

（経費）

第10条 特別研究学生、特別研究員及び学振研究員の研究に要する諸経費は、原則として自己負担とする。

(研究成果の報告)

第11条 特別研究員及び学振研究員は、研究期間が終了したときは、直ちに研究の成果をそれぞれ研究指導者又は受入職員を経て理事長に報告しなければならない。

(研究発表)

第12条 特別研究員及び学振研究員は、研究所における研究の成果を発表しようとするときは、それぞれ研究指導者又は受入職員を経て理事長の許可を得なければならない。

(身分の取消し)

第13条 特別研究学生、特別研究員及び学振研究員が次の各号の一に該当するときは、理事長は、当該特別研究学生、特別研究員及び学振研究員の受入れの承認を取り消すことがある。

- 一 成業の見込みがないとき。
- 二 研究所の秩序をみだす行為があったとき。

(事務)

第14条 特別研究学生、特別研究員及び学振研究員に係る事務は研修情報課の協力の下、総務企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。